

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 休暇制度の改正について

交渉日時 令和7年8月7日（木） 16時00分～18時00分

交渉場所 職員会館2階大会議室

交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 柏木市長公室副部長 岡野人事課長
野口人事課副課長 佐藤人事研修係長 加島給与係長

組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 9人

概 要	休暇制度の改正について協議を行った
組合の主張	<ul style="list-style-type: none">① 今回の改正で部分休業の取得方法や他の休暇との併用制限などが複雑になっており、職員の混乱が懸念される。② ファミリーサポート休暇の拡充について、障害のある子の場合高校生までを対象とした理由は。また、障害のない子も高校生までとしなかった理由は。③ 傷病休暇について、今後はどのような場合でも必ず受診をしなければならないということか。家で安静にしていれば治る場合もあるのでは。④ ぎっくり腰など、1日目に病院に行きたくてもいけない場合もあることは理解してもらいたい。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 職員への説明、周知については検討しているところだが、職員にとってわかりやすい説明ができるよう努めたい。② この間、障害のある子に対するファミリーサポート休暇の在り方について交渉、検討してきた。そのうえで、未就学児童については既に手厚く制度設計していることもあり、京都府の制度なども参考に、高校生まで拡充すべきと判断したもの。③ 業務ができないほどの状態であり、有給の傷病休暇を取得されたいということであれば、自己判断で一日様子を見るのではなく、まずは病院に行って診てもらおうべきと考える。④ 原則は原則としたうえで、本当に病院に行けなかった場合や事前に医者から自宅安静を指示されている場合など、個別に考えるべきものもある。